

平成 25 年 12 月 11 日

会 員 各 位

(一社)山口県LPガス協会

◇ 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（お願い）

【周知事項】

- ・他工事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等についてLPガス販売事業者
に照会・確認するとともに、ガス管を見つけた場合は、必ずLPガス販売事業者に連絡
すること等について、周知を行うこと。
- ・必要に応じて他工事の際に立ち会うこと。

【背景】

標記の件について、平成 25 年 10 月現在までにいわゆる「もらい事故」によるLPガス
事故が全国で 11 件（うち、山口県 2 件発生）発生していることから、平成 25 年 11 月 22 日
付け経済産業省ガス安全室長名でもって、厚生労働省建設安全対策室長及び国土交通省建設
市場整備課長に対して事故防止の協力依頼と、LPガス販売事業者等に対しては再発防止の
周知要請が行われたものです。

なお、山口県においても、水道改修工事に伴うガス配管の損傷事故が平成 25 年 7 月まで
に 2 件連続して発生していることから、山口県管工事工業協同組合理事長に対し、平成 25
年 7 月 26 日付け山口県総務部長名でもって事故防止の注意喚起が行われたところです。

◇ 住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉そくによる一酸化炭素中毒事故の防止について（お願い）

【周知事項】

- ・お客様に対して、建物外壁の塗装工事等が行われているとき又は工事終了直後のとき
において、給排気設備が塞がれていないかを確認した後にガス機器を使用するよう周知
を行うこと。

【背景】

標記の件について、住宅塗装工事におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による不完全燃
焼や異常燃焼に伴う CO 中毒事故やガス機器の破損などのガス事故が発生していることか
ら、平成 25 年 11 月 22 日付け経済産業省ガス安全室長名でもって、国土交通省建設市場整
備課長に対して事故防止の協力依頼が行われたものです。併せて、液化石油ガス販売事業者
に対し再発防止の周知依頼があったものです。